

令和2年度松伏町障がい者就労施設等からの物品等の優先調達方針

1 趣旨

本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本年度における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、令和2年度松伏町障がい者就労施設等からの物品等の優先調達方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを充たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努めるものとする。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、可能な限り県内の障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障がい者就労施設等からの調達に準じて取り扱

うものとする。

6 推進の方法

(1) 調達の方法

いきいき福祉課は、各課等が調達を円滑に進めることができるよう、障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課等に提供するものとする。

各課等は、その情報に基づいて障がい者就労施設等から直接調達するものとする。

(2) 調達実績の取りまとめ及び公表

本調達方針に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の概要については、翌年度の5月末までに取りまとめ、公表するものとする。

7 調達の目標

令和2年度の調達目標額は、次のとおりとする。

調達目標額 50千円

8 その他

物品等の調達のほか、障がい者就労施設等の町庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民等へのPRの推進にも努めることとする。